

債権者の皆様へ

【重要なお知らせ】

令和6年10月2日（水）から、佐々町役場の振込において
まとめてお支払いする場合（複数に分ける場合）があります。

1. 概要

公金振込手数料有料化に伴い、佐々町からの振込みについて、同一支払日に同一口座への振込みが複数ある場合に、合算して振り込むことがあります。

また、町の予算費目などが複数にまたがる場合、分けて振込むことがあります。

2. 運用開始日

令和6年10月2日（水）の口座振込分から

※手数料等を比較し判断を行います。

※口座名義が同一であっても、金融機関や口座番号が異なる場合は合算されません。

※公金振込手数料の削減のため、御理解くださいますようお願い申し上げます。

※御不明点等ありましたら、佐々町役場出納室までお問合せください。

【問い合わせ先】

佐々町役場 出納室

TEL：0956-62-2101

FAX：0956-62-3178